

岐阜県PTA見舞金給付会について

(会員配付用)

①見舞金給付とは

- PTAが主催・共催する活動中に、偶然かつ急激かつ外来的に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立されている会です。



②損害賠償責任保険にも加入しています。

- PTAが主催・共催する活動中に、その管理や運営に不備があり、他人の身体や財物に損害を与え、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合、委託保険会社から保険金が支払われます。

③災害や事故が発生した場合、速やかに報告書の提出(FAXによる送信)を

- 傷害事故や賠償責任事故が発生した場合の報告書は、被災者自身ではなく被災者が所属するPTA会長となっていますが、実務は教頭先生にお願いしています。災害発生時は、速やかに報告書の提出をお願いします。

④傷害に対する給金の種類・賠償責任事故に対する保険金の種類

- 傷害に対しては、①通院見舞金 ②入院見舞金 ③手術見舞金 ④後遺障害見舞金 ⑤死亡弔慰金を給付します。
- 賠償事故の場合、①対人 ②対物 ③借用物 に対し、委託保険会社から直接保険金が支払われます。



⑤給付金や保険金の決定(審査会)

- 見舞金や弔慰金等の給付額については、『岐阜県PTA見舞金給付会手引(毎年、各学校に配布)』及び『岐阜県PTA連合会のHP』に掲載しています。そちらを是非ご参照ください。
- 見舞金給付については、岐阜県PTA連合会の特別委員会である「審査会(定期的開催)」で、給付額等を審査・決定する仕組みになっています。
- 賠償事故については、保険金額の決定や支払等の対応すべてを委託保険会社に委託しています。

⑥事故発生から給付(支払)までの流れ

- ① PTA主催・共催活動直後には、事故(傷害事故・賠償責任事故)の有無を必ず確認してください。
- ② 傷害事故、賠償事故があった場合、速やかに報告書を作成し、FAXでお送りください。(報告期限を過ぎると給付できません。)
- ③ FAX受信後、今後の手続きなどを文書(メールまたはFAX)でお知らせします。
- ④ 治療が完了した場合、速やかに『給付申請書』等の必要書類を郵送してください。
- ⑤ 見舞金は、PTA名義の口座に振り込みます。同時に給付通知も郵送します。
- ⑥ 賠償事故に場合の保険金は、委託保険会社から直接、ご指定の口座に振り込まれます。



【詳しくは、『岐阜県PTA連合会のホームページ』をご参照ください。】

